

# 滞在先での不在者投票の流れ

不在者投票期間: 公示(告示)日の翌日～選挙期日の前日




(当該市区町村の執務時間中)

対象者: 他市町村に滞在中で投票に行くことができない方

①不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書\*の  
入手及び申請手続き 以下、請求書兼宣誓書という

## ネット環境がある方

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、  
マイナポータルの【ぴったりサービス】  
を利用し申請できます  
オンライン申請はこちら → 
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は  
宮古島市役所ホームページ  
「[県知事選挙のお知らせ](#)」  
から請求書兼宣誓書を印刷できます

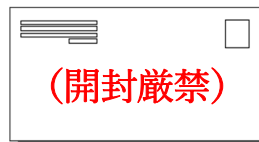
## ネット環境がない方

- お近くの選挙管理委員会で  
請求書兼宣誓書を手入手する
- ↓
- お近くの  
選挙管理委員会
- 請求書兼宣誓書に本人が  
必要事項を記入し、  
宮古島市選挙管理委員会へ郵送

②宮古島市選挙管理委員会から郵送された  
投票用紙等在中書類を受け取る

③開封厳禁の封筒と身分証明書を持参し、  
お近くの選挙管理委員会で投票

投票済みの投票用紙は、宮古島市選挙管理委員会へ  
速達で郵送されます  
(選挙当日午後8時必着)



※請求は、公示(告示)日前でも受け付けます。

※郵送の往復に日数を要しますので不在者投票をされる方は早めに手続きしましょう。

※投票済の不在者投票用紙が、選挙当日の午後8時までに当局に届かなければ無効となります。

沖縄県知事選挙

選挙日: 令和8年9月13日

宮古島市選挙管理委員会事務局

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

TEL 0980-74-2215